明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一六四）　一
〔告　示〕
○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について（内閣一）　二
○輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件の一部を改正する件（経済産業五七）
○輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件の一部を改正する件（同五八）
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件の一部を改正する件（同五九）
○輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件の一部を改正する件（同六〇）
○外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（同六一）
○外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件（同六二）　三

## 本号で公布された法令のあらまし

◇**輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第一六四号）（経済産業省）

1　北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要する期限を令和七年四月一三日までとすることとした。（附則第三項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

## 政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第百六十四号**

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和五年四月十三日」を「令和七年四月十三日」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　西村　康稔

内閣総理大臣　岸田　文雄